一般社団法人日本発達心理学会 年次大会委員会規程

2008年3月20日　制定

改正　2011年6月30日

2014年3月20日

2015年10月4日

2017年3月24日

2019年 9月 8日

2021年3月21日

2022年 9月 4日

2023年3月21日

（目 的）

第１条　この規程は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」第３５条に基づき、年次大会委員会（以下「委員会」という）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（組 織）

第２条 委員会は、年次大会委員会委員長（以下、「委員長」という）1名、副委員長（以下、「副委員長」という）1名、若干名の委員（以下、「委員」という）、及び学会事務局長により構成する。

2　委員長は担当理事とし、副委員長、委員は理事会において選出・承認し、代表理事が委嘱する。

3　委員長、副委員長の任期は1会計年度とし、再任を妨げない。副委員長の任期は連続2期までとする。

4　委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。

（職 務）

第３条 委員長は、委員会の業務を統括する。副委員長は、委員長の補佐をし、委員長が不在の際に委員長の代理を務める。学会事務局長は、委員長と副委員長を補佐する。

2　委員は、第４条で定める業務内容を担当する。

3　委員長は、委員会の運営に関し適宜理事会に報告する。

（業務内容）

第４条　委員会は、委員会に関する次の事項を処理する。

（1）年次大会の開催

（2）年次大会の大会委員長を理事会に報告

（3）年次大会の担当校（団体）を理事会に推薦

（4）年次大会に係る準備、運営及び運営事務等の検討

（5）その他、必要な事業に関すること

2 大会委員長は委員が兼務することができる。

3 担当校（団体）を委員会が兼務することができる。

（会議の開催）

第５条　委員会は、委員長がこれを開催する。

2　電磁的方法で審議を行うことができる。

（無断複製、無断転載の禁止）

第６条　大会論文集に掲載された研究発表の著作権は、本会に所属し、無断で複製または転載することを禁ずる。ただし、発表者は報告のみで、自分の論文を学位論文や論文、著書に、出所を明記して複製、転載することが出来る。

（議 事）

第７条　委員会は、過半数の委員の参加をもって成立する。

2　委員会は、参加した委員の過半数の賛成で議決する。

（改 定）

第８条　この規程の改定は、社員総会で承認を得るものとする。